

2014年6月13日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—知的財産権政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第331号）

国務院、 商標法改正に伴い実施条例を改定 音声商標の出願方法を盛り込む

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国務院は、2014年4月29日付で『中華人民共和国商標法実施条例』（国務院令第651号、以下『実施条例』という）を公布しました。『中華人民共和国商標法』（以下『商標法』という）が2013年8月30日に改正された¹ことに伴って、その実務規定を改定したもので、音声商標の出願方法や分割出願に関する規定を新たに盛り込んでいます。

『実施条例』は、改正『商標法』の施行に合わせて 2014年5月1日から施行されています。本稿では、その改定ポイントをお示しします。

□ 音声商標の出願方法を明記

改正『商標法』が商標として登録可能な構成要素に音声を追加したことを受け、『実施条例』はその出願方法を規定しています（第13条）。

『実施条例』によると、企業は音声商標の出願時に音声サンプル（ファイルの拡張子は「wav」あるいは「mp3」、容量は5メガバイト以内）のほか、音声に対する記述も提出しなければなりません。記述は五線譜や略譜を用いて行い、文字による説明も追加する必要があります。五線譜等で記述できない音声の場合は、必ず文字で記述を行わなければなりません。

□ 分割出願の方法を明確化

『商標法』の改正施行により、企業は一度の出願で同一商標を複数の商品・サービスカテゴリーに登録できるようになりました（第22条）。ただ、1つの商標を複数の商品カテゴリーで出願した場合、審査・登録を行う国家工商行政管理総局商標局が一部のカテゴリーについて登録を認めないという状況も

¹ 改正『商標法』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第278号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.278.pdf

起こりえます。そのため『実施細則』は、出願した商標が一部のカテゴリで却下された場合、却下されていない残りのカテゴリを分割して別の出願とし、商標の初期認定を受けることができるとする規定を盛り込みました（第 22 条）。

この場合、出願者は商標局の『商標登録出願一部却下通知書』を受け取ってから 15 日以内に、商標局に分割出願を提出しなければなりません。分割出願の出願日は、元の商標出願の出願日が維持されます。

□ 異議申立に権利関係証明を要求

『商標法』は、商標出願に対して異議申立が行える主体を「先に存在する権利者、利害関係者」と「誰でも（何人も）」に区分。誰でも異議を申し立てられるのは、そもそも『商標法』が商標としての使用・登録を禁止している一般的な事項のみとし、実質的に異議申立人を権利関係者に限定しています。これを受け、『実施商標』は異議申立書類に「異議申立人が先に存在する権利者もしくは利害関係者であることの証明」を追加しました（第 24 条）。

□ 「許可契約届出」を「許可届出」に変更

企業が他社に商標の使用を認める場合、商標使用契約の締結後、商標局に届出を提出しなければなりません。従来規定において、企業は許可契約の締結から 3 カ月以内に契約書の副本を添付して届出を行わなければなりません。『実施条例』は契約書の提出を不要とし、届出内容として登録商標の使用許可人、被使用許可人、許可期限、商標の使用を許可する商品・サービス範囲等の情報を申告すればよいとしています（第 69 条）。また、届出期限を「許可契約の有効期限内」へと緩和しています。

□ 「便宜条件の提供」を定義

『商標法』は、商標専用権の侵害に対する罰則と商標登録者保護の強化を図っており、商標専用権の侵害に当たる行為として「他人の商標専用権を侵害する行為のために故意に便宜条件を提供し、他人による商標専用権侵害行為を助した場合」を追加しています（第 57 条）。『実施条例』はこの「便宜条件の提供」について、「他人の商標専用権侵害のために提供する保管、運輸、郵送、印刷、隠匿、経営場所もしくはネットワーク商品取引プラットフォーム等」と明確化しました（第 75 条）。

また『実施条例』は、商標侵害行為による違法経営額を計算する際に考慮する要素を明確化。(1) 権利侵害商品の販売価格、(2) 未販売の権利侵害商品の表示価格、(3) 判明した権利侵害商品の実際販売の平均価格、(4) 権利侵害された商品の市場仲値、(5) 権利侵害者が権利侵害により得た営業収入、(6) 権利侵害商品の価値を合理的に計算できるその他の要素、の 6 つを挙げています（第 78 条）。

□ 商標代理機構に対する管理を強化

『実施条例』は、企業に代わって商標出願等の業務を行う商標代理機構について特に 1 章を設けています（第 9 章）。商標代理人が他社の商標を勝手に登録してしまう等、企業の権利・利益を侵害する行為が後を絶たないことから、商標代理機構に対する監督管理を強化する方針です。

『商標法』は、その改正に当たって商標代理機構が負う法律責任を盛り込みました。具体的には、①

商標登録の委託人の商業秘密保持の義務、②委託人の出願する商標が登録できない商標である場合の委託人への通知義務、③委託人が他人の未登録商標を登録しようとしていることを知った場合にその委託を受けてはならないこと、④委託を受けた商標以外の商標登録を行ってはならないこと、を規定しています（第19条）。

これを受けて、『実施条例』はまず、商標代理機構に対して商標局に商標代理機構としての届出を行うよう求めています（第84条）。また、商標局は商標代理組織による自社名義での出願や、商標代理組織が代理していない商標の出願を受け付けないとしています（第87条）。さらに、商標局と商標審議委員会は『商標法』第68条に違反する行為があった商標代理組織に対し、6カ月～無期限（永久）の代理業務停止を命じることができるとも規定しています（第90条）。

『商標法』第68条

商標代理機構に以下のいずれかの行為があった場合、工商行政管理部門が期限付きの是正を命令し、警告を与え、1万元以上10万元以下の罰金を科す。直接責任を負う主管人員およびその他の直接責任人員に対して警告を与え、5,000元以上5万元以下の罰金を科す。犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

- (1) 商標事項手続の過程において、法律文書、印章、署名を偽造、変造、または偽造、変造した法律文書、印章、署名を使用した場合、
- (2) その他の商標代理機構を貶める等の手段で商標代理業務を引き寄せた、またはその他の不正当な手段で商標代理市場の秩序を攪乱した場合、
- (3) 本法第19条第3項、第4項の規定※に違反した場合。

※「第19条第3項、第4項の規定」とは、委託人が他人の未登録商標を登録しようとしていることを知った場合にその委託を受けてはならないこと、委託を受けた商標以外の商標登録を行ってはならないこと、を指します

商標代理機構は2014年4月30日時点で全国に19,300社（うち法律事務所が8,282社）あり、95%以上の商標出願が商標代理機構を通じて提出されています。国家工商行政管理総局は2013年1月1日に『法律事務所による商標代理業務従事管理弁法』（工商標字[2012]192号）を施行し、法律事務所による商標代理業務の正規化を図りました。今回公布された『実施条例』は、工商行政管理部門が「商標代理機構信用記録」を構築するとの規定を盛り込んでいます（第84条）。

【図表1】商標代理機構数の推移



出所：中国商標戦略年度発展報告（2013）

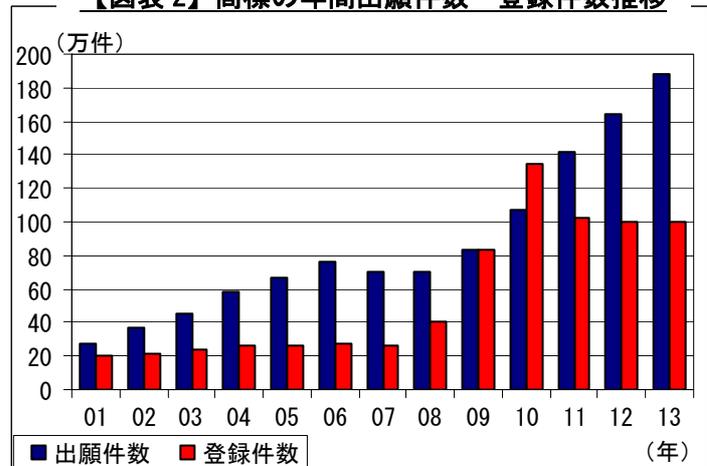
*

国家工商行政管理総局商標局、商標審議委員会は2014年5月4日、商標権保護の取組や統計データ等をまとめた『中国商標戦略年度発展報告（2013）』を発表しました。そのデータによると、2013年に商標局が受け付けた商標出願は前年比14.15%増の188万1,546件（うち国内企業・個人による出願が173

万 3,361 件、外国企業・個人が 9 万 5,177 件、マドリッド協定に基づく国際出願が 5 万 3,008 件)、**商標登録は 99 万 6,724 件** (うち国内企業・個人が 90 万 9,541 件、外国企業・個人が 5 万 9,496 件、マドリッド協定が 2 万 7,687 件) に上っています。2013 年末までの累計では、商標出願件数が 1324 万 1,337 件、登録件数が 865 万 2,358 件に達しており、**2013 年末時点での有効登録商標は約 723.79 万件** となっています。

『実施条例』の詳細については、5 ページからの日本語仮訳および 26 ページからの中国語原文をご参照ください。

【図表 2】商標の年間出願件数・登録件数推移



出所：中国商標戦略年度発展報告（2013）

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

- 法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責：**
 - 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

国务院 令第 651 号

ここに改定後の『中華人民共和国商標法実施条例』を公布し、2014 年 5 月 1 日より施行する。

総理 李克強
2014 年 4 月 29 日

中華人民共和国商標法実施条例

(2002 年 8 月 3 日中華人民共和国国务院令第 358 号公布
2014 年 4 月 29 日中華人民共和国国务院令第 651 号改定)

第 1 章 総則

- 第1条** 『中華人民共和国商標法』(以下『商標法』という)に基づき、本条例を制定する。
- 第2条** 本条例の商品商標関連の規定は、サービス商標に適用する。
- 第3条** 商標保有者が『商標法』第 13 条の規定に基づき著名商標の保護を請求する場合、その商標が著名商標を構成する証拠資料を提出しなければならない。商標局、商標審議委員会は、『商標法』第 14 条の規定に基づき、案件の審査、処理の必要および当事者が提出する証拠資料を基に、その商標の著名状況に対して認定を下す。
- 第4条** 『商標法』第 16 条が規定する地理標識は、『商標法』および本条例の規定に基づき、証明商標もしくは集団商標として登録を出願することができる。

地理標識を証明商標として登録する場合、その商品が当該地理標識を使用する条件に合致する自然人、法人もしくはその他の組織は、当該証明商標の使用を要求することができ、当該証明商標を支配する組織は許可しなければならない。地理標識を集団商標として登録する場合、その商品が当該地理標識を使用する条件に合致する自然人、法人もしくはその他の組織は、当該地理商標を集団商標として登録する団体、協会もしくはその他の組織への参加を要求することができ、当該団体、協会もしくはその他の組織はその定款に基づき会員として受け入れなければならない。当該地理商標を集団商標として登録する団体、協会もしくはその他の組織への参加を要求しない場合も、当該地理商標を正当に使用することができ、当該団体、協会もしくは

その他の組織は禁止する権利を有しない。

第5条 当事者が商標代理機構に委託して商標登録を出願する、またはその他の商標事項を行う場合、代理委託書を提出しなければならない。代理委託書は、代理の内容および権限を明記しなければならない。外国人もしくは外国企業の代理委託書は、委託人の国籍も明記しなければならない。

外国人もしくは外国企業の代理委託書およびそれと関連する証明文書の公証、認証手続は、対等の原則に基づき手続を行う。

商標登録を出願または商標を譲渡するとき、商標登録の出願者もしくは商標譲渡の譲受人が外国人もしくは外国企業である場合、出願書において中国国内の受取人を指定して商標局、商標審議委員会の後続く商標業務の法律文書の受取に責任を負わせなければならない。商標局、商標審議委員会の後続く商標業務の法律文書は、中国国内の受取人に送達する。

『商標法』第 18 条がいう外国人もしくは外国企業とは、中国に日常の住居もしくは営業所がない外国人もしくは外国企業を指す。

第6条 商標登録の出願もしくはその他の商標事項の手続は、中国語を使用しなければならない。

『商標法』および本条例の規定に基づき提出する各種証書、証明文書および証拠資料が外国語の場合、中国語訳文を添付しなければならない。添付しない場合、当該証書、証明文書もしくは証拠資料を提出していないものとみなす。

第7条 商標局、商標審議委員会の業務人員に以下のいずれかの状況がある場合、回避しなければならない。当事者もしくは利害関係者はその回避を要求することができる。

- (1) 当事者もしくは当事者、代理人の近い親族である場合、
- (2) 当事者、代理人とその他の関係があり、公正に影響する可能性がある場合、
- (3) 商標登録の出願またはその他の商標事項の手続と利害関係を有する場合。

第8条 『商標法』第 22 条に規定のデータ電文方式で提出する商標登録出願等の関連文書は、商標局もしくは商標審議委員会の規定に基づきインターネットを通じて提出しなければならない。

第9条 本条例第 18 条が規定する状況を除き、当事者が商標局もしくは商標審議委員会に提出する文書もしくは資料の日付は、直接手交する場合、手交日を基準とする。郵送の場合、発送の消印日

を基準とする。消印日が不鮮明である、または消印がない場合、商標局もしくは商標審議委員会による実際の受取日を基準とするが、当事者が実際の消印日の証拠を提出できる場合を除く。郵政企業以外の宅配企業を通じて提出する場合、宅配企業の配達日を基準とする。配達日が不明確な場合は、商標局もしくは商標審議委員会による実際の受取日を基準とするが、当事者が実際の配達日の証拠を提出できる場合を除く。データ電文方式で提出する場合、商標局もしくは商標審議委員会の電子システムに届いた日時を基準とする。

当事者が商標局もしくは商標審議委員会に郵送する文書は、書留郵便を使用しなければならない。

当事者が商標局もしくは商標審議委員会に提出する文書は、書面方式で提出する場合、商標局もしくは商標審議委員会の保管記録を基準とする。データ電文方式で提出する場合、商標局もしくは商標審議委員会のデータベースの記録を基準とするが、当事者が確かに商標局もしくは商標審議委員会の保管記録、データベース記録に過誤があることを証明する証拠を有する場合を除く。

第10条 商標局もしくは商標審議委員会の各種文書は、郵便、直接手交、データ電文もしくはその他の方式を通じて当事者に送達することができる。データ電文方式で当事者に送達する場合、当事者の同意を経なければならない。当事者が商標代理機構に委託する場合、文書の商標代理機関への送達は当事者への送達とみなす。

商標局もしくは商標審議委員会が当事者に送達する各種文書の日付は、郵送の場合、当事者が受け取った消印日を基準とする。消印日が不鮮明である、または消印がない場合、文書発信の日から15日を満たせば、当事者に送達されたものとみなすが、当事者が実際の受取日を証明できる場合を除く。直接手交する場合、手交日を基準とする。データ電文方式で送達する場合、文書発信の日から15日を満たせば、当事者に送達されたものとみなすが、文書がその電子システムに届いた日時を当事者が証明できる場合を除く。文書が上述の方式を通じて送達することができない場合、公告方式を通じて送達することができ、公告発布日から30日を満たせば、当該文書は当事者に送達されたものとみなす。

第11条 以下の期間は商標審査、審理期間に計算しない。

- (1) 商標局、商標審議委員会による文書公告送達の期間、
- (2) 当事者が証拠の補充もしくは文書の訂正に必要な期間および当事者の変更によりあらためて答弁する必要がある期間、
- (3) 同日出願で使用する証拠の提出および協議、抽選に必要な期間、

- (4) 優先権の確定待ちに必要な期間、
- (5) 審査、審理過程において、案件出願者の請求により先に存在する権利の案件の審理結果を待つ期間。

第12条 本条第2項の規定する状況を除き、『商標法』および本条例が規定する各種期限の開始の当日は期間内に計算しない。期限を年もしくは月で計算する場合、期限の最終月の相応の日を期限満了日とする。当該月に相応の日がない場合、当該月の最終日を期限満了日とする。期限満了日が祝祭日である場合、祝祭日後の第1営業日を期限満了日とする。

『商標法』第39条、第40条規定の登録商標の有効期限は、法定日から起算し、期限の最終月の相応の日の一日前を期限満了日とし、当該月に相応の日がない場合、当該月の最終日を期限満了日とする。

第2章 商標登録の出願

第13条 商標登録の出願は、公布された商品およびサービス分類表に基づき記入しなければならない。商標登録出願は、1件ごとに商標局に『商標登録出願書』1部、商標デザイン1部を提出しなければならない。色の組み合わせもしくは着色デザインで登録商標を出願する場合、着色デザインを提出し、合わせて白黒版1部を提出しなければならない。色を指定しない場合、白黒デザインを提出しなければならない。

商標デザインは鮮明でなければならず、貼付に便利で、光沢があり耐用性がある紙を用いて印刷または写真を用いて代替し、長さもしくは幅は10cmを上回ってはならず、5cmを下回ってはならない。

立体標識で登録商標を出願する場合、出願書において声明を行い、商標の使用方を説明し、立体形状を確定できるデザインを提出しなければならず、提出する商標デザインは少なくとも三面視覚図を含めなければならない。

色の組み合わせで登録商標を出願する場合、出願書において声明を行い、商標の使用方を説明しなければならない。

音声標識で登録商標を出願する場合、出願書において声明を行い、要求に合致する音声サンプルを提出し、登録を出願する音声商標に対して描写を行い、商標の使用方を説明しなければならない。音声商標に対して行う描写は、五線譜もしくは略譜で出願に用いる商標の音声に対して描写を加えて文字説明を添付しなければならない。五線譜もしくは略譜で描写できない場

合、文字を使用して描写を加えなければならない。商標の描写は、音声サンプルと一致していなければならない。

集団商標、証明商標の登録を出願する場合、出願書において声明を行い、合わせて主体資格証明文書および使用管理規則を提出しなければならない。

商標が外国語もしくは外国語を含む場合、意味を説明しなければならない。

第14条 商標登録を出願する場合、出願者はその身分証明文書を提出しなければならない。商標登録出願者の名義と出する証明文書は、一致していなければならない。

前項の申請人によるその身分証明文書の提出に関する規定は、商標局に提出する変更、譲渡、更新、異議、取消等のその他の商標出願事項の手續に適用する。

第15条 商品もしくはサービス項目の名称は、商品およびサービス分類表における類別番号、名称に基づき記入しなければならない。商品もしくはサービス項目の名称が商品およびサービス分類表に列挙されていない場合、当該商品もしくはサービスの説明を添付しなければならない。

商標登録出願等の関連文書は、紙ベースの方式で提出する場合、タイプまたは印刷しなければならない。

本条第2項の規定は、その他の商標出願事項の手續に適用する。

第16条 同一商標の登録を共同出願する、またはその他の共有商標事項を行う場合、出願書において代表者1名を指定しなければならない。代表者を指定しない場合は、出願所における順序配列の1人目を代表者とする。

商標局もしくは商標審議委員会の文書は、代表者に送達しなければならない。

第17条 出願者がその名義、住所、代理人、文書受取人を変更する、または指定した商品を削除する場合、商標局で変更手續を行わなければならない。

出願者がその商標登録出願を譲渡する場合、商標局に譲渡手續を行わなければならない。

第18条 商標登録の出願日は、商標局が出願文書を受け取った日付を基準とする。

商標登録出願手続が整い、規定に基づき出願文書を記入して費用を納付した場合、商標局は受理を行い書面で出願者に通知する。出願手続が整っていない、規定に基づき出願文書を記入していない、または費用を納付していない場合、商標局は受理を行わず、書面で出願者に通知して理由を説明する。出願手続が基本的に整っている、または出願文書が基本的に規定に合致しているが、補充訂正が必要な場合、商標局は出願者に補充訂正を行うよう通知し、それが通知を受け取った日から30日以内に限り、指定した内容に基づき補充訂正して商標局に返却させる。規定の期限内に補充訂正して商標局に返却した場合、出願日を保留する。期限満了で補充訂正しない場合、または要求に基づき補充訂正を行わない場合、商標局は受理を行わずに書面で出願者に通知する。

本条第2項の受理条件に関する規定は、その他の商標出願事項の手続に適用する。

第19条 2名もしくは2名以上の出願者が、同一商品もしくは類似商品において、それぞれ同一もしくは類似する商標で同日に登録を出願した場合、各出願者は商標局の通知を受け取った日から30日以内にその登録出願前に先に当該商標を使用していた証拠を提出しなければならない。同日に使用した、または共に使用していない場合、各出願者は商標局の通知を受け取った日から30日以内に自主的に協議し、合わせて書面協議を商標局に送付しなければならない。協議しない、または協議が不成立の場合、商標局は各出願者に通知して抽選の方式で出願者を確定し、その他の登録出願を却下する。商標局はすでに通知したが、出願者が抽選に参加しない場合、出願を放棄したものとみなし、商標局は書面で抽選に参加しなかった出願者に通知しなければならない。

第20条 『商標法』第25条の規定に基づき優先権を要求する場合、出願者が提出する初めて提出した商標登録出願文書の副本は、当該出願を受理した商標主管機関の証明を経て、合わせて出願日及び出願番号を注記しなければならない。

第3章 商標登録出願の審査

第21条 商標局は、受理した商標登録出願に対し、『商標法』および本条例の関連規定に基づき審査を行い、規定に合致している、または一部の指定商品において使用する商標の登録出願が規定に合致している場合、初期認定を行い、合わせて公告を行う。規定に合致していない、または一部の指定商品において使用する商標の登録出願が規定に合致していない場合、却下もしくは一部の指定商品において使用する商標の登録出願の却下を行い、書面で出願者に通知して理由を説明する。

第22条 商標局が1件の商標登録出願の一部の指定商品において却下を行った場合、出願者は当該出願

において初期認定された一部の出願を別の出願に分割することができ、分割後の出願はもとの出願の出願日を保留する。

分割が必要な場合、出願者は商標局の『商標登録出願一部却下通知書』を受け取った日から15日以内に、商標局に分割出願を提出しなければならない。

商標局は、分割出願を受け取った後、もとの出願を2件に分割し、分割してできた初期認定された出願に対して新たな出願番号を生成し、合わせて公告を行わなければならない。

第23条 『商標法』第29条の規定に基づき、商標局が商標登録出願内容に対して説明または修正する必要があると認識した場合、出願者は商標局の通知を受け取った日から15日以内に説明もしくは修正を行わなければならない。

第24条 商標局が初期認定し公告を行った商標に対して異議を提出する場合、異議申立人は商標局に以下の商標異議資料1式2部を提出して正、副本を明記しなければならない。

- (1) 商標異議申請書、
- (2) 異議申立人の身分証明、
- (3) 『商標法』第13条第2項および第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の規定に違反していることを理由として異議を提出する場合、異議申立人が先に存在する権利者もしくは利害関係者であることの証明。

商標異議申請書は、明確な請求および事実依拠があり、合わせて関連証拠資料を添付しなければならない。

第25条 商標局は、異議申請書を受け取った後、審査を経て、受理条件に合致している場合、受理を行い、異議申立人に受理通知書を発送する。

第26条 商標異議の申請に以下の状況がある場合、商標局は受理を行わず、書面で異議申立人に通知して理由を説明する。

- (1) 法定の期限内に提出しなかった場合、
- (2) 申請人の主体資格、異議理由が『商標法』第33条の規定に合致しない場合、
- (3) 明確な異議理由、事実および法律依拠がない場合、
- (4) 同一の異議申立人が同一の理由、事実及び法律依拠で同一の商標に対して再度、異議申請を提出した場合、

第27条 商標局は、商標異議資料の副本を遅滞なく被異議申立人に送付し、それが商標異議書の副本を受け取った日から30日以内に限り答弁させる。被異議申立人が答弁しない場合、商標局が決定を下すことに影響しない。

当事者が異議申請の提出もしくは答弁後に関連証拠資料を補充する必要がある場合、商標異議申請書もしくは答弁書において声明し、合わせて商標異議申請書もしくは答弁書を提出した日から3カ月以内に提出しなければならない。期限満了で提出しない場合、当事者が関連証拠資料の補充を放棄したものとみなす。ただし、期限満了後に生成した、または当事者にその他の正当な理由があつて期限満了前に提出できなかった証拠を、期限満了後に提出した場合、商標局は証拠を相手側当事者に渡して尋問した後で証拠として採用することができる。

第28条 『商標法』第35条第3項および第36条第1項がいう「登録しない決定」には、一部の指定商品において登録しない決定を含む。

被異議商標が商標局で登録許可の決定もしくは登録不認可の決定を下す前にすでに登録公告にて刊行された場合、当該登録公告を取り消す。審査を経て異議不成立で登録を許可する場合、登録許可決定の発効後にあらためて公告する。

第29条 商標登録出願者もしくは商標登録者が『商標法』第38条の規定に基づき訂正申請を提出する場合、商標局に訂正申請書を提出しなければならない。訂正条件に合致している場合、商標局の認可後に関連内容を訂正する。訂正条件に合致しない場合、商標局は認可を与えず、書面で申請人に通知して理由を説明する。

すでに初期認定公告もしくは登録公告が刊行された商標が訂正を経た場合、訂正公告を刊行する。

第4章 商標の変更、譲渡、更新

第30条 商標登録者の名義、住所もしくはその他の登録事項を変更する場合、商標局に変更申請書を提出しなければならない。商標登録者の名義を変更する場合、関連登記機関が発行した変更証明文書も提出しなければならない。商標局が認可する場合、商標登録者に相応の証明を発給し、合わせて公告を行う。認可しない場合、書面で申請者に通知して理由を説明しなければならない。

商標登録者の名義もしくは住所を変更する場合、商標登録者はそのすべての登録商標を一括で

変更しなければならない。一括で変更しない場合、商標局はそれに期限付きの是正を通知する。期限満了も是正しない場合、変更申請を放棄したものとみなし、商標局は書面で申請人に通知しなければならない。

第31条 登録商標を譲渡する場合、譲渡人および譲受人は商標局に登録商標譲渡申請書を提出しなければならない。登録商標譲渡申請手続は、譲渡人および譲受人が共同で行わなければならない。商標局が登録商標譲渡申請を認可する場合、譲受人に相応の証明を発給し、合わせて公告を行う。

登録商標の譲渡は、商標登録者はその同一種類もしくは類似商品において登録した同一もしくは類似の商標に対して一括で譲渡しない場合、商標局はそれに期限付きの是正を通知する。期限満了も是正しない場合、当該登録商標譲渡の申請を放棄したものとみなし、商標局は書面で申請人に通知する。

第32条 登録商標の専用権が譲渡以外の継承等のその他の事由により移転が発生した場合、当該登録商標の専用権を受け取る当事者は、関連証明文書もしくは法律文書により商標局で登録商標専用権移転手続を行わなければならない。

登録商標の専用権を移転する場合、登録商標専用権者はその同一種類もしくは類似商品において登録した同一もしくは類似の商標について、一括で移転しなければならない。一括で移転しない場合、商標局はそれに期限付きの是正を通知する。期限満了も是正しない場合、当該登録商標移転の申請を放棄したものとみなし、商標局は書面で申請人に通知する。

商標移転申請は認可を経た場合、公告を行う。当該登録商標専用権の移転を受け取った当事者は、公告の日より商標専用権を享受する。

第33条 登録商標に登録を更新する必要がある場合、商標局に商標登録更新申請書を提出しなければならない。商標局が商標登録更新申請を認可する場合、相応の証明を発給して公告を行う。

第5章 商標国際登録

第34条 『商標法』第21条が規定する商標の国際登録とは、『標章の国際登録に関するマドリッド協定』（以下「マドリッド協定」という）および『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書』（以下「マドリッド議定書」という）および『標章の国際登録に関するマドリッド協定および同協定に関する議定書に基づく共通規則』の規定に基づき行うマドリッド商標国際登録を指す。

マドリッド商標国際登録の出願は、中国を原産国とする国際商標登録出願、中国を指定した領土延伸申請およびその他の関連する申請を含む。

第35条 中国を原産国として商標国際登録を出願する場合、中国で真実・有効な営業場所を設けている、または中国に住所がある、または中国国籍を擁していなければならない。

第36条 本条例第 35 条の規定に合致する出願者は、その商標がすでに商標局で登録を取得している場合、マドリッド協定に基づき当該商標の国際登録手続を出願することができる。

本条例第 35 条の規定に合致する出願者は、その商標がすでに商標局で登録を取得している、または商標局に商標登録出願を提出して受理されている場合、マドリッド議定書に基づき当該商標の国際登録手続を出願することができる。

第37条 中国を原産国として商標国際登録を出願する場合、商標局を通じて世界知的所有権組織国際事務局（以下「国際局」という）に手続を出願しなければならない。

中国を原産国とする場合、マドリッド協定と関連する商標国際登録の事後指定、放棄、抹消は、商標局を通じて国際局に手続を申請しなければならない。マドリッド協定と関連する商標国際登録の譲渡、削除、変更、更新は、商標局を通じて国際局に手続を申請することができ、国際局に直接、手続を申請することもできる。

中国を原産国とする場合、マドリッド議定書と関連する商標国際登録の事後指定、譲渡、削除、放棄、抹消、変更、更新は、商標局を通じて国際局に手続を申請することができ、国際局に直接、手続を申請することもできる。

第38条 商標局を通じて国際局に商標国際登録を出願する、およびその他の関連申請を行う場合、国際局および商標局の要求に合致する出願書および関連資料を提出しなければならない。

第39条 商標国際登録出願が指定する商品もしくはサービスは、国内基礎出願もしくは基礎登録の商品もしくはサービスの範囲を超えてはならない。

第40条 商標国際登録出願手続が整っていない、または規定に基づき出願書を記入していない場合、商標局は受理を行わず、出願日は保留を行わない。

出願手続が基本的に整っている、出願書が基本的に規定に合致しているが、補充訂正が必要な場合、出願者は補充訂正通知書を受け取った日から 30 日以内に補充訂正を行わなければならない、

期限を超えて補充訂正しない場合、商標局は受理を行わず、書面で出願者に通知する。

第41条 商標局を通じて国際局に商標国際登録を出願する、およびその他の関連申請を行う場合、規定に基づき費用を納付しなければならない。

出願者は、商標局の費用納付通知書を受け取った日から15日以内に、商標局に費用を納付しなければならない。期限満了して納付しない場合、商標局はその出願を受理せず、書面で出願者に通知する。

第42条 商標局は、マドリッド協定もしくはマドリッド議定書が規定する却下期限（以下「却下期限」という）内に、『商標法』と本条例の関連規定に基づき中国を指定した領土延伸申請に対して審査を行い、決定を下し、合わせて国際局に通知する。商標局は、却下期限内に却下もしくは一部却下の通知を発送しない場合は、当該領土延伸申請は認可されたものとみなす。

第43条 中国を指定した領土延伸の申請者が、立体標識、色の組み合わせ、音声標識で商標保護あるいは集団商標、証明商標の保護を要求する場合、当該商標が国際局の国際登録簿に登録された日から3カ月以内に、法に基づき設立された商標代理機構を通じて、商標局に本条例第13条が規定する関連資料を提出しなければならない。上述の期限内に関連資料を提出しない場合、商標局は領土延伸申請を却下する。

第44条 世界知的所有権組織は、商標国際登録の関連事項に対して公告を行い、商標局は別途、公告しない。

第45条 中国を指定した領土延伸申請に対し、世界知的所有権組織の『国際商標公告』出版の翌月1日より3カ月以内に、『商標法』第33条が規定する条件に合致する異議申立人は商標局に異議申請を提出することができる。

商標局は、却下期限内に異議申請の関連状況を却下決定の形式で国際局に通知する。

被異議申立人は、国際局から転送された却下通知書を受け取った日から30日以内に答弁を行うことができ、答弁書および関連証拠資料は法に基づき設立された商標代理機構を通じて商標局に提出しなければならない。

第46条 中国で保護を取得した国際登録商標は、有効期限を国際登録日もしくは事後指定日より起算する。有効期限満了前に、登録者は国際局に更新を申請ことができ、有効期限内に更新申請を行わない場合は、6カ月の延長期間を与えることができる。商標局は、国際局の更新通知を

受け取った後、法に基づき審査する。国際局が更新しないと通知した場合、当該国際登録商標を抹消する。

第47条 中国を指定した領土延伸申請で譲渡を行う場合、譲受人は締結国の国内で真実・有効な営業場所を有している、または締結国の国内に住所を有している、または締結国の国民でなければならない。

譲渡人がその同一もしくは類似商品もしくはサービスにおいて同一もしくは類似商標を一括で譲渡しない場合、商標局は登録者に通知発送日から3カ月以内に是正するよう通知する。期限満了も改正しない、または譲渡が容易に混同をもたらす、またはその他の不良な影響がある場合、商標局は当該譲渡を中国で無効とする決定を下し、合わせて国際局に声明を出す。

第48条 中国を指定した領土延伸申請で削除を行い、削除後の商品もしくはサービスが中国の関連商品もしくはサービス分類の要求に合致していない、またはもとの指定商品もしくはサービス範囲を超えている場合、商標局は当該削除を中国で無効とする決定を下し、合わせて国際局に声明を出す。

第49条 『商標法』第49条第2項の規定に基づき取消を申請する国際登録商標は、当該商標国際登録出願の却下期限満了日より3年後に商標局に申請を提出しなければならない。却下期限満了時になお撤回再審もしくは異議関連手続にある場合、商標局もしくは商標審議委員会が下した登録許可決定の発効日から満3年後に商標局に申請を提出しなければならない。

『商標法』第44条第1項の規定に基づき国際登録商標無効の宣告を申請する場合は、当該商標国際登録出願の却下期限満了後から商標審議委員会に申請を提出しなければならない。却下期限満了時に依然として却下再審査もしくは異議関連手続にある場合は、商標局または商標審議委員会が登録決定認定の効力発生後から商標局に申請を提出しなければならない。

『商標法』第45条第1項の規定に基づき国際登録商標の無効宣告を申請する場合は、当該商標国際登録出願の却下期限満了日より5年以内に商標審議委員会に申請を提出しなければならない。却下期限満了時になお却下再審査もしくは異議関連手続にある場合、商標局または商標審議委員会が下した登録許可決定の発効日から5年以内に商標審議委員会に申請を提出しなければならない。悪意の登録である場合、著名商標所有者は5年の時間制限を受けない。

第50条 『商標法』および本条例の以下の条項の規定は、商標国際登録関連事項の手続に適用しない。

(1) 『商標法』第28条、第35条第1項の審査および審理期限に関する規定、

- (2) 本条例第 22 条、第 30 条第 2 項、
- (3) 『商標法』第 42 条および本条例第 31 条の商標譲渡の譲渡人および譲受人による共同申請ならびに手続実施に関する規定。

第 6 章 商標の審議

第51条 商標審議とは、商標審議委員会が『商標法』第 34 条、第 35 条、第 44 条、第 45 条、第 54 条の規定に基づいて商標争議関連事項を審理することを指す。当事者は、商標審議委員会に商標審議申請を提出する場合、明確な請求、事実、理由および法律依拠を有し、合わせて相応の証拠を提出しなければならない。

商標審議委員会は、事実に基づき、法に基づき審議を行う。

第52条 商標審議委員会は、商標局による商標登録出願却下の決定を不服とする再審案件を審理する場合、商標局の却下決定および出願者の再審申請の事実、理由、請求および審議時の事実状態に対して審議を行わなければならない。

商標審議委員会は、商標局による商標登録出願却下の決定を不服とする再審案件を審理する場合、登録を出願した商標が『商標法』第 10 条、第 11 条、第 12 条および第 16 条第 1 項の規定に違反する状況を発見し、商標局が上述の条項に基づいて却下の決定を下していない場合、上述の条項に基づき出願却下の再審決定を下すことができる。商標審議委員会は、再審決定を下す前に申請人の意見を聴取しなければならない。

第53条 商標審議委員会は、商標局による登録しない決定を不服とする再審案件を審理する場合、商標局の登録しない決定と申請者の再審申請の事実、理由、請求およびもとの異議申立人の意見に対して審理を行わなければならない。

商標審議委員会は、商標局による登録しない決定を不服とする再審案件を審理する場合、もとの異議申立人に参加して意見を提出するよう通知しなければならない。もとの異議申立人の意見が案件の審理結果に対して実質的な影響がある場合、審議の依拠とすることができる。もとの異議申立人が参加しない、または意見を提出しない場合、案件の審理に影響しない。

第54条 商標審議委員会は、『商標法』第 44 条、第 45 条の規定に基づき登録商標の無効宣告を請求する案件を審理する場合、当事者の申請および答弁の事実、理由および請求に対して審理を行わなければならない。

第55条 商標審議委員会は、商標局が『商標法』第44条第1項の規定に基づき下した登録商標無効宣告の決定を不服とする再審案件を審理する場合、商標局の決定および申請人の再審申請の事実、理由および請求に対して審理を行わなければならない。

第56条 商標審議委員会は、商標局が『商標法』第49条の規定に基づき下した登録商標の取消もしくは維持の決定を不服とする再審案件を審理する場合、商標局が下した登録商標の取消もしくは維持の決定および当事者の再審申請の事実、理由および請求に対して審理を行わなければならない。

第57条 商標審議の申請は、商標審議委員会に申請書を提出し、合わせて相手側当事者の数に基づき相応の数の副本を提出しなければならない。商標局の決定書に基づき再審を申請する場合、同時に商標局の決定書の副本も添付しなければならない。

商標審議委員会は、申請書を受け取った後、審査を経て、受理条件に合致している場合、受理を行う。受理条件に合致していない場合、受理を行わず、書面で申請人に通知して理由を説明する。補充訂正の必要がある場合、申請人に通知を受け取った日から30日以内に補充訂正するよう通知する。補充訂正を経てもなお規定に合致しない場合、商標審議委員会は受理を行わず、書面で申請人に通知して理由を説明する。期限満了も補充訂正しない場合、申請を撤回したものとみなし、商標審議委員会は書面で申請人に通知しなければならない。

商標審議委員会は、商標審議申請を受理した後、受理条件に合致していないことを発見した場合、却下を行い、書面で申請人に通知して理由を説明する。

第58条 商標審議委員会は、商標審議申請を受理した後、遅滞なく申請書の副本を相手側当事者に送付し、それが申請書の副本を受け取った日から30日以内に限って答弁させなければならない。期間満了も答弁しない場合、商標審議委員会の審議に影響しない。

第59条 当事者が審議申請もしくは答弁の提出後に関連証拠資料を補充する必要がある場合、申請書もしくは答弁書において声明し、合わせて申請書もしくは答弁書を提出した日から3カ月以内に提出しなければならない。期限満了も提出しない場合、関連証拠資料の補充を撤回したものとみなす。ただし、期限満了後に生成した、または当事者にその他の正当な理由があつて期限満了前に提出できなかった証拠を、期限満了後に提出した場合、商標審議委員会は証拠を相手側当事者に渡して尋問した後で証拠として採用することができる。

第60条 商標審議委員会は、当事者の請求もしくは実際の必要に基づき、商標申請に対して口頭審理を行うことができる。

商標審議委員会が商標申請に対して口頭審理を行うことを決定した場合、口頭審理 15 日前までに書面で当事者に通知し、口頭審理の日時、地点および審議人員を知らせなければならない。当事者は、通知書が指定する期限内に回答を行わなければならない。

申請人が回答せず、口頭審理にも参加しない場合、その審議申請は撤回されたものとみなし、商標審議委員会は書面で申請人に通知しなければならない。被申請人が回答せず、口頭審理にも参加しない場合、商標審議委員会は欠席審議することができる。

第61条 申請人は、商標審議委員会が決定、裁定を下す前に、書面で商標審議委員会に申請撤回を要求して理由を説明することができ、商標審議委員会が撤回できると認識する場合、審議手順は終了する。

第62条 申請人が商標審議申請を撤回する場合、同一の事実および理由で再度、審議申請を提出してはならない。商標審議委員会が商標審議申請に対してすでに裁定もしくは決定を下した場合、いかなる者も同一の事実および理由で再度、審議申請を提出してはならない。ただし、登録しない再審手順を経て認可登録が行われた後、商標審議委員会に登録商標の無効宣告を提起する場合を除く。

第7章 商標使用の管理

第63条 登録商標の使用は、商品、商品包装、説明書もしくはその他の付着物に「登録商標」もしくは登録標記を明記することができる。

登録標記は、および[®]を含む。使用する登録標記は、商標の右上もしくは右下に注記しなければならない。

第64条 『商標登録証』が遺失した、または破損した場合、商標局に『商標登録証』の再発行申請書を提出しなければならない。『商標登録証』を遺失した場合、『商標公告』に遺失声明を掲載しなければならない。破損した『商標登録証』は、再発行申請時に商標局に返却しなければならない。

商標登録者が商標局による商標変更、譲渡、更新証明の再発行、商標登録証明の発行を必要とする場合、または商標出願者が商標局による優先権証明文書の発行を必要とする場合、商標局に相応の申請書を提出しなければならない。要求に合致している場合、商標局は相応の証明を発給する。要求に合致していない場合、商標局は手続を行わず、出願者に通知して理由を知ら

せる。

『商標登録証』もしくはその他の商標証明文書を偽造もしくは変造した場合、刑法による国家機関証明書偽造、変造罪もしくはその他の罪に関する規定に基づき、法に基づき刑事責任を追究する。

第65条 『商標法』第49条が規定する登録商標がその査定・使用する商品の一般名称である状況がある場合、いかなる単位もしくは個人も商標局に当該登録商標の取消を申請することができ、申請提出時に証拠資料を添付しなければならない。商標局は受理後、商標登録者に通知し、それに通知を受け取った日から2カ月以内に限り答弁させなければならない。期限満了も答弁しない場合、商標局が決定を下すことに影響しない。

第66条 『商標法』第49条が規定する登録商標に正当な理由なく連続3年間の不使用の状況がある場合、いかなる単位もしくは個人も商標局に当該登録商標の取消を申請することができ、申請提出時に証拠資料を送付しなければならない。商標局は受理後、商標登録者に通知し、それに通知を受け取った日から2カ月以内に限り当該商標を取消申請提出前に使用している証拠資料を提出させる、または不使用の正当な理由を説明させなければならない。期限満了も使用の証拠資料を提出しない、または証拠資料が無効で正当な理由がない場合、商標局がその登録商標を取り消す。

前項がいう使用の証拠資料とは、商標登録者が登録商標を使用した証拠資料および商標登録者が他人に登録商標の使用を許可した証拠資料を含む。

正当な理由のない連続3年間の不使用を理由に登録商標の取消を申請する場合、当該登録商標の登録公告の日から満3年後に申請を提出しなければならない。

第67条 以下の状況は、『商標法』第49条が規定する正当な理由に属する。

- (1) 不可抗力、
- (2) 政府の政策的な制限、
- (3) 破産清算、
- (4) その他の商標登録者に責任を帰すべきでない正当な事由。

第68条 商標局、商標審議委員会が登録商標の取消もしくは登録商標の無効の宣告をし、取消もしくは無効宣告の理由が一部の指定商品のみに関与している場合、当該の一部の指定商品において使用する商標登録に対して取消または無効宣告を行う。

第69条 他人にその登録商標の使用を許可する場合、許可人は許可契約有効期間内に商標局へ届出して届出資料を送付しなければならない。届出資料は、登録商標の使用許可人、被使用許可人、許可期限、使用を許可する商品もしくはサービス範囲等の事項を説明しなければならない。

第70条 登録商標の専用権に質権を設定する場合、質権設定者と質権者は書面の質権契約を締結し、合わせて共同で商標局に質権登記申請を提出しなければならない。商標局が公告する。

第71条 『商標法』第43条第2項の規定に違反した場合、工商行政管理部門は期限付きの是正を命じる。期限を超えて是正しない場合、販売停止を命じ、販売停止を拒否した場合、10万元以下の罰金に処す。

第72条 商標保有者が『商標法』第13条の規定に基づき著名商標の保護を請求する場合、工商行政管理部門に請求を提出することができる。商標局による『商標法』第14条の規定に基づく著名商標としての認定を経た場合、工商行政管理部門は『商標法』第13条の規定に違反した商標使用の行為の停止を命じ、違法使用された商標標識を没収、廃棄する。商標標識と商品が分離しがたい場合、一括で没収し、廃棄する。

第73条 商標登録者がその登録商標の抹消またはその商標の一部の指定商品における登録の抹消を申請する場合、商標局に商標抹消申請書を提出し、合わせてもとの『商標登録証』を返却しなければならない。

商標登録者がその登録商標の抹消またはその商標の一部の指定商品における登録の抹消を申請する場合、商標局の認可を経て抹消した後、当該登録商標の専用権もしくは当該登録商標専用権の当該の一部の指定商品における効力は、商標局がその抹消申請を受け取った日より終了する。

第74条 登録商標が取り消された、または本条例第73条の規定に基づき抹消された場合、もとの『商標登録証』を廃棄し、合わせて公告を行う。当該商標の一部の指定商品における登録を取り消す場合、または商標登録者がその商標の一部の指定商品における登録の抹消を申請する場合、あらためて『商標登録証』を確認発行し、合わせて公告を行う。

第8章 登録商標専用権の保護

第75条 他人の商標専用権侵害のために提供する保管、運輸、郵送、印刷、隠匿、経営場所もしくはインターネット商品取引プラットフォーム等は、『商標法』第57条第6項が規定する便宜条件の提

供に属する。

第76条 同一種類もしくは類似商品において、他人の登録商標と同一もしくは類似する標識を商品名称もしくは商品装飾として使用し、公衆を誤解させた場合、『商標法』第57条第2項が規定する登録商標専用権侵害の行為に属する。

第77条 登録商標専用権侵害の行為に対し、いかなる者も工商行政管理部門にクレームまたは通報することができる。

第78条 『商標法』第60条が規定する違法経営額の計算は、以下の要素を考慮することができる。

- (1) 権利侵害商品の販売価格、
- (2) 未販売の権利侵害商品の表示価格、
- (3) すでに判明した権利侵害商品の実際販売の平均価格、
- (4) 権利侵害された商品の市場仲値、
- (5) 権利侵害者が権利侵害により得た営業収入、
- (6) 権利侵害商品の価値を合理的に計算できるその他の要素、

第79条 以下の状況は、『商標法』第60条が規定する当該商品が自己の合法的な取得であることが証明できる状況に属する。

- (1) 供給単位が合法的に署名捺印した貨物供給リストおよび貨物代金領収書があり、かつ調査を経て事実には属する、または供給単位が認めた場合、
- (2) 売買双方が締結した仕入契約があり、調査を経て真実に履行していた場合、
- (3) 合法的な仕入発票があり、かつ発票の記載事項が案件関係商品と対応している場合、
- (4) 合法的な案件関係商品の取得を証明できるその他の状況。

第80条 登録商標専用権を侵害した商品であることを知らずに販売し、当該商品が自己の合法的な取得であることを証明して提供者を説明できる場合、工商行政管理部門は販売の停止を命じ、合わせて案件状況を権利侵害商品提供者所在地の工商行政管理部門に通報する。

第81条 案件関係の登録商標権帰属が商標局、商標審議委員会の審理もしくは人民法院の訴訟中であり、案件結果が案件の性質に影響する可能性がある場合、『商標法』第62条第3項が規定する商標権の帰属に争議が存在することに属する。

第82条 商標権利侵害案件の調査過程において、工商行政管理局は権利者に案件関係商品が権利者のた

めに生産された、またはそれが生産を許可した製品であるか否かに対して判別を行うことを要求することができる。

第9章 商標代理

第83条 『商標法』がいう商標代理とは、委託人の委託を受け、委託人の名義で商標登録出願、商標審議もしくはその他の商標事項を行うことを指す。

第84条 『商標法』がいう商標代理機構には、工商行政管理部門の登記を経て商標代理業務に従事するサービス機構および商業代理業務に従事する法律事務所を指す。

商標代理機構が商標局、商標審議委員会の主管する商標事項代理業務に従事する場合は、下記の規定に基づき商標局に届け出なければならない。

- (1) 工商行政管理部門の登記証明文書もしくは司法行政部門が設立を批准した法律事務所の証明文書を確認してコピーを保管する、
- (2) 商標代理機構の名称、住所、責任者、連絡方法等の基本情報を報告する、
- (3) 商標代理従業員の名簿および連絡方法を報告する。

工商行政管理部門は、商標代理機構信用記録を構築する。商標代理機構が商標法もしくは本条例の規定に違反した場合、商標局もしくは商標審議委員会が公開通報を行い、合わせてその信用記録に記入する。

第85条 『商標法』がいう商標代理機業務人員とは、商標代理機構において商標代理業務に従事する業務人員を指す。

商標代理業務人員は、個人の名義で自ら委託を受けてはならない。

第86条 商標代理機構が商標局、商標審議委員会に提出する出願関連文書は、当該代理機構の公章を捺印して関連商標代理従業人員が署名しなければならない。

第87条 商標代理機構が登録を出願する、またはその代理サービスを譲り受ける以外のその他の商標について、商標局は受理を行わない。

第88条 以下の行為は、『商標法』第68条第1項第2号が規定するその他の不正当な手段で商標代理市場の秩序を攪乱する行為に属する。

- (1) 詐欺、虚偽宣伝、人に誤解を与えること、もしくは商業賄賂等の方法で業務を勧誘した場合、
- (2) 事実を隠匿して虚偽の証拠を提供した、または他人に事実の隠匿を脅迫、誘導して虚偽の証拠を提供させた場合、
- (3) 同一商標案件において利益相反のある双方の当事者の委託を受けた場合、

第89条 商標代理機構に『商標法』第 68 条が規定する行為があった場合、行為者所在地もしくは違法行為発生地の県級以上の工商行政管理部門が調査・処分を行って調査・処分状況を商標局に通報する。

第90条 商標局、商標審議委員会は、『商標法』第 68 条が規定する商標代理機構による商標代理業務手続の受理を停止する場合、当該商標代理機構による商標代理業務の 6 カ月以上の受理停止、さらには受理の永久停止の決定を下すことができる。商標代理業務の受理停止期間が満了した場合、商標局、商標審議委員会は受理を再開させなければならない。

商標局、商標審議委員会が下した商標代理の受理停止もしくは受理再開の決定は、そのウェブサイト上で公告を行わなければならない。

第91条 工商行政管理部門は、商標代理業界組織に対する監督および指導を強化しなければならない。

第 10 章 附則

第92条 1993 年 7 月 1 日まで連続使用したサービス商標は、他人が同一もしくは類似サービスにおいてすでに登録したサービス商標と同一もしくは類似である場合、継続使用することができる。ただし、1993 年 7 月 1 日以降に使用を 3 年以上中断した場合、継続使用してはならない。

すでに商標局が初めて新たに開放した商品もしくはサービス項目を受理した日まで連続使用した商品もしくはサービス項目の商標が、他人が新たに開放した商品もしくはサービス項目と同一もしくは類似の商品もしくはサービスにおいてすでに登録しているサービス商標と同一もしくは類似である場合、継続使用することができる。ただし、初めて受理した日から使用を 3 年以上中断した場合、継続使用してはならない。

第93条 商標登録用の商品およびサービス分類表は、商標局が制定して公布する。

商標登録の出願もしくはその他の商標事項手続の文書形式は、商標局、商標審議委員会が制定

して公布する。

商標審議委員会の審議規則は、国务院工商行政管理部門が制定して公布する。

第94条 商標局は、『商標登録簿』を設置し、登録商標および登録関連事項を記載する。

第95条 『商標登録証』および関連証明は、権利者が登録商標専用権を享受する証憑である。『商標登録証』が記載する登録事項は、『商標登録簿』と一致しなければならない。記載が不一致である場合、『商標登録簿』に確かに間違いがあることを証明する証拠がある場合を除き、『商標登録簿』を基準とする。

第96条 商標局は『商標公告』を發布し、商標登録およびその他の関連事項を刊行する。

『商標公告』は、紙ベースもしくは電子形式を採用して發布する。

送達公告を除き、公告内容は発布日より社会公衆がすでに知っている、または知っているべきものとみなす。

第97条 商標登録の出願およびその他の商標事項の手続は、費用を納付しなければならない。費用納付の項目および基準は、国务院財政部門、国务院價格主管部門がそれぞれ制定する。

第98条 本条例は、2014年5月1日より施行する。

【日本語仮訳：みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 神保智】

(中国語原文)

国务院 令 第 651 号

现公布修订后的《中华人民共和国商标法实施条例》，自 2014 年 5 月 1 日起施行。

总理 李克强
2014 年 4 月 29 日

中华人民共和国商标法实施条例

(2002 年 8 月 3 日中华人民共和国国务院令 第 358 号公布
2014 年 4 月 29 日中华人民共和国国务院令 第 651 号修订)

第一章 总 则

第一条 根据《中华人民共和国商标法》(以下简称商标法)，制定本条例。

第二条 本条例有关商品商标的规定，适用于服务商标。

第三条 商标持有人依照商标法第十三条规定请求驰名商标保护的，应当提交其商标构成驰名商标的证据材料。商标局、商标评审委员会应当依照商标法第十四条的规定，根据审查、处理案件的需要以及当事人提交的证据材料，对其商标驰名情况作出认定。

第四条 商标法第十六条规定的地理标志，可以依照商标法和本条例的规定，作为证明商标或者集体商标申请注册。

以地理标志作为证明商标注册的，其商品符合使用该地理标志条件的自然人、法人或者其他组织可以要求使用该证明商标，控制该证明商标的组织应当允许。以地理标志作为集体商标注册的，其商品符合使用该地理标志条件的自然人、法人或者其他组织，可以要求参加以该地理标志作为集体商标注册的团体、协会或者其他组织，该团体、协会或者其他组织应当依据其章程接纳为会员；不要求参加以该地理标志作为集体商标注册的团体、协会或者其他组织的，也可以正当使用该地理标志，该团体、协会或者其他组织无权禁止。

第五条 当事人委托商标代理机构申请商标注册或者办理其他商标事宜，应当提交代理委托书。代理

委托书应当载明代理内容及权限；外国人或者外国企业的代理委托书还应当载明委托人的国籍。

外国人或者外国企业的代理委托书及与其有关的证明文件的公证、认证手续，按照对等原则办理。

申请商标注册或者转让商标，商标注册申请人或者商标转让受让人为外国人或者外国企业的，应当在申请书中指定中国境内接收人负责接收商标局、商标评审委员会后继商标业务的法律文件。商标局、商标评审委员会后继商标业务的法律文件向中国境内接收人送达。

商标法第十八条所称外国人或者外国企业，是指在中国没有经常居所或者营业所的外国人或者外国企业。

第六条 申请商标注册或者办理其他商标事宜，应当使用中文。

依照商标法和本条例规定提交的各种证件、证明文件和证据材料是外文的，应当附送中文译文；未附送的，视为未提交该证件、证明文件或者证据材料。

第七条 商标局、商标评审委员会工作人员有下列情形之一的，应当回避，当事人或者利害关系人可以要求其回避：

- (一) 是当事人或者当事人、代理人的近亲属的；
- (二) 与当事人、代理人有其他关系，可能影响公正的；
- (三) 与申请商标注册或者办理其他商标事宜有利害关系的。

第八条 以商标法第二十二条规定的数据电文方式提交商标注册申请等有关文件，应当按照商标局或者商标评审委员会的规定通过互联网提交。

第九条 除本条例第十八条规定的情形外，当事人向商标局或者商标评审委员会提交文件或者材料的日期，直接递交的，以递交日为准；邮寄的，以寄出的邮戳日为准；邮戳日不清晰或者没有邮戳的，以商标局或者商标评审委员会实际收到日为准，但是当事人能够提出实际邮戳日证据的除外。通过邮政企业以外的快递企业递交的，以快递企业收寄日为准；收寄日不明确的，以商标局或者商标评审委员会实际收到日为准，但是当事人能够提出实际收寄日证据的除外。以数据电文方式提交的，以进入商标局或者商标评审委员会电子系统的日期为准。

当事人向商标局或者商标评审委员会邮寄文件，应当使用给据邮件。

当事人向商标局或者商标评审委员会提交文件，以书面方式提交的，以商标局或者商标评审委员会所存档案记录为准；以数据电文方式提交的，以商标局或者商标评审委员会数据库记录为准，但是当事人确有证据证明商标局或者商标评审委员会档案、数据库记录有错误的除外。

第十条 商标局或者商标评审委员会的各种文件，可以通过邮寄、直接递交、数据电文或者其他方式送达当事人；以数据电文方式送达当事人的，应当经当事人同意。当事人委托商标代理机构的，文件送达商标代理机构视为送达当事人。

商标局或者商标评审委员会向当事人送达各种文件的日期，邮寄的，以当事人收到的邮戳日为准；邮戳日不清晰或者没有邮戳的，自文件发出之日起满 15 日视为送达当事人，但是当事人能够证明实际收到日的除外；直接递交的，以递交日为准；以数据电文方式送达的，自文件发出之日起满 15 日视为送达当事人，但是当事人能够证明文件进入其电子系统日期的除外。文件通过上述方式无法送达的，可以通过公告方式送达，自公告发布之日起满 30 日，该文件视为送达当事人。

第十一条 下列期间不计入商标审查、审理期限：

- (一) 商标局、商标评审委员会文件公告送达的期间；
- (二) 当事人需要补充证据或者补正文件的期间以及因当事人更换需要重新答辩的期间；
- (三) 同日申请提交使用证据及协商、抽签需要的期间；
- (四) 需要等待优先权确定的期间；
- (五) 审查、审理过程中，依案件申请人的请求等待在先权利案件审理结果的期间。

第十二条 除本条第二款规定的情形外，商标法和本条例规定的各种期限开始的当日不计算在期限内。期限以年或者月计算的，以期限最后一月的相应日为期限届满日；该月无相应日的，以该月最后一日为期限届满日；期限届满日是节假日的，以节假日后的第一个工作日为期限届满日。

商标法第三十九条、第四十条规定的注册商标有效期从法定日开始起算，期限最后一月相应日的前一日为期限届满日，该月无相应日的，以该月最后一日为期限届满日。

第二章 商标注册的申请

第十三条 申请商标注册，应当按照公布的商品和服务分类表填报。每一件商标注册申请应当向商标局提交《商标注册申请书》1 份、商标图样 1 份；以颜色组合或者着色图样申请商标注册的，

应当提交着色图样，并提交黑白稿 1 份；不指定颜色的，应当提交黑白图样。

商标图样应当清晰，便于粘贴，用光洁耐用的纸张印制或者用照片代替，长和宽应当不大于 10 厘米，不小于 5 厘米。

以三维标志申请商标注册的，应当在申请书中予以声明，说明商标的使用方式，并提交能够确定三维形状的图样，提交的商标图样应当至少包含三面视图。

以颜色组合申请商标注册的，应当在申请书中予以声明，说明商标的使用方式。

以声音标志申请商标注册的，应当在申请书中予以声明，提交符合要求的声音样本，对申请注册的声音商标进行描述，说明商标的使用方式。对声音商标进行描述，应当以五线谱或者简谱对申请用作商标的声音加以描述并附加文字说明；无法以五线谱或者简谱描述的，应当以文字加以描述；商标描述与声音样本应当一致。

申请注册集体商标、证明商标的，应当在申请书中予以声明，并提交主体资格证明文件和使用管理规则。

商标为外文或者包含外文的，应当说明含义。

第十四条 申请商标注册的，申请人应当提交其身份证明文件。商标注册申请人的名义与所提交的证明文件应当一致。

前款关于申请人提交其身份证明文件的规定适用于向商标局提出的办理变更、转让、续展、异议、撤销等其他商标事宜。

第十五条 商品或者服务项目名称应当按照商品和服务分类表中的类别号、名称填写；商品或者服务项目名称未列入商品和服务分类表的，应当附送对该商品或者服务的说明。

商标注册申请等有关文件以纸质方式提出的，应当打字或者印刷。

本条第二款规定适用于办理其他商标事宜。

第十六条 共同申请注册同一商标或者办理其他共有商标事宜的，应当在申请书中指定一个代表人；没有指定代表人的，以申请书中顺序排列的第一人为代表人。

商标局和商标评审委员会的文件应当送达代表人。

第十七条 申请人变更其名义、地址、代理人、文件接收人或者删减指定的商品的，应当向商标局办理变更手续。

申请人转让其商标注册申请的，应当向商标局办理转让手续。

第十八条 商标注册的申请日期以商标局收到申请文件的日期为准。

商标注册申请手续齐备、按照规定填写申请文件并缴纳费用的，商标局予以受理并书面通知申请人；申请手续不齐备、未按照规定填写申请文件或者未缴纳费用的，商标局不予受理，书面通知申请人并说明理由。申请手续基本齐备或者申请文件基本符合规定，但是需要补正的，商标局通知申请人予以补正，限其自收到通知之日起 30 日内，按照指定内容补正并交回商标局。在规定期限内补正并交回商标局的，保留申请日期；期满未补正的或者不按照要求进行补正的，商标局不予受理并书面通知申请人。

本条第二款关于受理条件的规定适用于办理其他商标事宜。

第十九条 两个或者两个以上的申请人，在同一种商品或者类似商品上，分别以相同或者近似的商标在同一天申请注册的，各申请人应当自收到商标局通知之日起 30 日内提交其申请注册前在先使用该商标的证据。同日使用或者均未使用的，各申请人可以自收到商标局通知之日起 30 日内自行协商，并将书面协议报送商标局；不愿协商或者协商不成的，商标局通知各申请人以抽签的方式确定一个申请人，驳回其他人的注册申请。商标局已经通知但申请人未参加抽签的，视为放弃申请，商标局应当书面通知未参加抽签的申请人。

第二十条 依照商标法第二十五条规定要求优先权的，申请人提交的第一次提出商标注册申请文件的副本应当经受理该申请的商标主管机关证明，并注明申请日期和申请号。

第三章 商标注册申请的审查

第二十一条 商标局对受理的商标注册申请，依照商标法及本条例的有关规定进行审查，对符合规定或者在部分指定商品上使用商标的注册申请符合规定的，予以初步审定，并予以公告；对不符合规定或者在部分指定商品上使用商标的注册申请不符合规定的，予以驳回或者驳回在部分指定商品上使用商标的注册申请，书面通知申请人并说明理由。

第二十二条 商标局对一件商标注册申请在部分指定商品上予以驳回的，申请人可以将该申请中初步审定

的部分申请分割成另一件申请，分割后的申请保留原申请的申请日期。

需要分割的，申请人应当自收到商标局《商标注册申请部分驳回通知书》之日起 15 日内，向商标局提出分割申请。

商标局收到分割申请后，应当将原申请分割为两件，对分割出来的初步审定申请生成新的申请号，并予以公告。

第二十三条 依照商标法第二十九条规定，商标局认为对商标注册申请内容需要说明或者修正的，申请人应当自收到商标局通知之日起 15 日内作出说明或者修正。

第二十四条 对商标局初步审定予以公告的商标提出异议的，异议人应当向商标局提交下列商标异议材料一式两份并标明正、副本：

- (一) 商标异议申请书；
- (二) 异议人的身份证明；
- (三) 以违反商标法第十三条第二款和第三款、第十五条、第十六条第一款、第三十条、第三十一条、第三十二条规定为由提出异议的，异议人作为在先权利人或者利害关系人的证明。

商标异议申请书应当有明确的请求和事实依据，并附送有关证据材料。

第二十五条 商标局收到商标异议申请书后，经审查，符合受理条件的，予以受理，向申请人发出受理通知书。

第二十六条 商标异议申请有下列情形之一的，商标局不予受理，书面通知申请人并说明理由：

- (一) 未在法定期限内提出的；
- (二) 申请人主体资格、异议理由不符合商标法第三十三条规定的；
- (三) 无明确的异议理由、事实和法律依据的；
- (四) 同一异议人以相同的理由、事实和法律依据针对同一商标再次提出异议申请的。

第二十七条 商标局应当将商标异议材料副本及时送交被异议人，限其自收到商标异议材料副本之日起 30 日内答辩。被异议人不答辩的，不影响商标局作出决定。

当事人需要在提出异议申请或者答辩后补充有关证据材料的，应当在商标异议申请书或者答

辩书中声明，并自提交商标异议申请书或者答辩书之日起3个月内提交；期满未提交的，视为当事人放弃补充有关证据材料。但是，在期满后生成或者当事人有其他正当理由未能在期满前提交的证据，在期满后提交的，商标局将证据交对方当事人并质证后可以采信。

第二十八条 商标法第三十五条第三款和第三十六条第一款所称不予注册决定，包括在部分指定商品上不予注册决定。

被异议商标在商标局作出准予注册决定或者不予注册决定前已经刊发注册公告的，撤销该注册公告。经审查异议不成立而准予注册的，在准予注册决定生效后重新公告。

第二十九条 商标注册申请人或者商标注册人依照商标法第三十八条规定提出更正申请的，应当向商标局提交更正申请书。符合更正条件的，商标局核准后更正相关内容；不符合更正条件的，商标局不予核准，书面通知申请人并说明理由。

已经刊发初步审定公告或者注册公告的商标经更正的，刊发更正公告。

第四章 注册商标的变更、转让、续展

第三十条 变更商标注册人名义、地址或者其他注册事项的，应当向商标局提交变更申请书。变更商标注册人名义的，还应当提交有关登记机关出具的变更证明文件。商标局核准的，发给商标注册人相应证明，并予以公告；不予核准的，应当书面通知申请人并说明理由。

变更商标注册人名义或者地址的，商标注册人应当将其全部注册商标一并变更；未一并变更的，由商标局通知其限期改正；期满未改正的，视为放弃变更申请，商标局应当书面通知申请人。

第三十一条 转让注册商标的，转让人和受让人应当向商标局提交转让注册商标申请书。转让注册商标申请手续应当由转让人和受让人共同办理。商标局核准转让注册商标申请的，发给受让人相应证明，并予以公告。

转让注册商标，商标注册人对其在同一种或者类似商品上注册的相同或者近似的商标未一并转让的，由商标局通知其限期改正；期满未改正的，视为放弃转让该注册商标的申请，商标局应当书面通知申请人。

第三十二条 注册商标专用权因转让以外的继承等其他事由发生移转的，接受该注册商标专用权的当事人应当凭有关证明文件或者法律文书到商标局办理注册商标专用权移转手续。

注册商标专用权移转的，注册商标专用权人在同一种或者类似商品上注册的相同或者近似的商标，应当一并移转；未一并移转的，由商标局通知其限期改正；期满未改正的，视为放弃该移转注册商标的申请，商标局应当书面通知申请人。

商标移转申请经核准的，予以公告。接受该注册商标专用权移转的当事人自公告之日起享有商标专用权。

第三十三条 注册商标需要续展注册的，应当向商标局提交商标续展注册申请书。商标局核准商标注册续展申请的，发给相应证明并予以公告。

第五章 商标国际注册

第三十四条 商标法第二十一条规定的商标国际注册，是指根据《商标国际注册马德里协定》（以下简称马德里协定）、《商标国际注册马德里协定有关议定书》（以下简称马德里议定书）及《商标国际注册马德里协定及该协定有关议定书的共同实施细则》的规定办理的马德里商标国际注册。

马德里商标国际注册申请包括以中国为原属国的商标国际注册申请、指定中国的领土延伸申请及其他有关的申请。

第三十五条 以中国为原属国申请商标国际注册的，应当在中国设有真实有效的营业所，或者在中国有住所，或者拥有中国国籍。

第三十六条 符合本条例第三十五条规定的申请人，其商标已在商标局获得注册的，可以根据马德里协定申请办理该商标的国际注册。

符合本条例第三十五条规定的申请人，其商标已在商标局获得注册，或者已向商标局提出商标注册申请并被受理的，可以根据马德里议定书申请办理该商标的国际注册。

第三十七条 以中国为原属国申请商标国际注册的，应当通过商标局向世界知识产权组织国际局（以下简称国际局）申请办理。

以中国为原属国的，与马德里协定有关的商标国际注册的后期指定、放弃、注销，应当通过商标局向国际局申请办理；与马德里协定有关的商标国际注册的转让、删减、变更、续展，可以通过商标局向国际局申请办理，也可以直接向国际局申请办理。

以中国为原属国的，与马德里议定书有关的商标国际注册的后期指定、转让、删减、放弃、注销、变更、续展，可以通过商标局向国际局申请办理，也可以直接向国际局申请办理。

第三十八条 通过商标局向国际局申请商标国际注册及办理其他有关申请的，应当提交符合国际局和商标局要求的申请书和相关材料。

第三十九条 商标国际注册申请指定的商品或者服务不得超出国内基础申请或者基础注册的商品或者服务的范围。

第四十条 商标国际注册申请手续不齐全或者未按照规定填写申请书的，商标局不予受理，申请日不予保留。

申请手续基本齐备或者申请书基本符合规定，但需要补正的，申请人应当自收到补正通知书之日起 30 日内予以补正，逾期未补正的，商标局不予受理，书面通知申请人。

第四十一条 通过商标局向国际局申请商标国际注册及办理其他有关申请的，应当按照规定缴纳费用。

申请人应当自收到商标局缴费通知单之日起 15 日内，向商标局缴纳费用。期满未缴纳的，商标局不受理其申请，书面通知申请人。

第四十二条 商标局在马德里协定或者马德里议定书规定的驳回期限（以下简称驳回期限）内，依照商标法和本条例的有关规定对指定中国的领土延伸申请进行审查，作出决定，并通知国际局。商标局在驳回期限内未发出驳回或者部分驳回通知的，该领土延伸申请视为核准。

第四十三条 指定中国的领土延伸申请人，要求将三维标志、颜色组合、声音标志作为商标保护或者要求保护集体商标、证明商标的，自该商标在国际局国际注册簿登记之日起 3 个月内，应当通过依法设立的商标代理机构，向商标局提交本条例第十三条规定的相关材料。未在上述期限内提交相关材料的，商标局驳回该领土延伸申请。

第四十四条 世界知识产权组织对商标国际注册有关事项进行公告，商标局不再另行公告。

第四十五条 对指定中国的领土延伸申请，自世界知识产权组织《国际商标公告》出版的次月 1 日起 3 个月内，符合商标法第三十三条规定条件的异议人可以向商标局提出异议申请。

商标局在驳回期限内将异议申请的有关情况以驳回决定的形式通知国际局。

被异议人可以自收到国际局转发的驳回通知书之日起 30 日内进行答辩，答辩书及相关证据材料应当通过依法设立的商标代理机构向商标局提交。

第四十六条 在中国获得保护的国际注册商标，有效期自国际注册日或者后期指定日起算。在有效期届满前，注册人可以向国际局申请续展，在有效期内未申请续展的，可以给予 6 个月的宽展期。商标局收到国际局的续展通知后，依法进行审查。国际局通知未续展的，注销该国际注册商标。

第四十七条 指定中国的领土延伸申请办理转让的，受让人应当在缔约方境内有真实有效的营业所，或者在缔约方境内有住所，或者是缔约方国民。

转让人未将其在相同或者类似商品或者服务上的相同或者近似商标一并转让的，商标局通知注册人自发出通知之日起 3 个月内改正；期满未改正或者转让容易引起混淆或者有其他不良影响的，商标局作出该转让在中国无效的决定，并向国际局作出声明。

第四十八条 指定中国的领土延伸申请办理删减，删减后的商品或者服务不符合中国有关商品或者服务分类要求或者超出原指定商品或者服务范围的，商标局作出该删减在中国无效的决定，并向国际局作出声明。

第四十九条 依照商标法第四十九条第二款规定申请撤销国际注册商标，应当自该商标国际注册申请的驳回期限届满之日起满 3 年后向商标局提出申请；驳回期限届满时仍处在驳回复审或者异议相关程序的，应当自商标局或者商标评审委员会作出的准予注册决定生效之日起满 3 年后向商标局提出申请。

依照商标法第四十四条第一款规定申请宣告国际注册商标无效的，应当自该商标国际注册申请的驳回期限届满后向商标评审委员会提出申请；驳回期限届满时仍处在驳回复审或者异议相关程序的，应当自商标局或者商标评审委员会作出的准予注册决定生效后向商标评审委员会提出申请。

依照商标法第四十五条第一款规定申请宣告国际注册商标无效的，应当自该商标国际注册申请的驳回期限届满之日起 5 年内向商标评审委员会提出申请；驳回期限届满时仍处在驳回复审或者异议相关程序的，应当自商标局或者商标评审委员会作出的准予注册决定生效之日起 5 年内向商标评审委员会提出申请。对恶意注册的，驰名商标所有人不受 5 年的时间限制。

第五十条 商标法和本条例下列条款的规定不适用于办理商标国际注册相关事宜：

- (一) 商标法第二十八条、第三十五条第一款关于审查和审理期限的规定；
- (二) 本条例第二十二条、第三十条第二款；
- (三) 商标法第四十二条及本条例第三十一条关于商标转让由转让人和受让人共同申请并办理手续的规定。

第六章 商标评审

第五十一条 商标评审是指商标评审委员会依照商标法第三十四条、第三十五条、第四十四条、第四十五条、第五十四条的规定审理有关商标争议事宜。当事人向商标评审委员会提出商标评审申请，应当有明确的请求、事实、理由和法律依据，并提供相应证据。

商标评审委员会根据事实，依法进行评审。

第五十二条 商标评审委员会审理不服商标局驳回商标注册申请决定的复审案件，应当针对商标局的驳回决定和申请人申请复审的事实、理由、请求及评审时的事实状态进行审理。

商标评审委员会审理不服商标局驳回商标注册申请决定的复审案件，发现申请注册的商标有违反商标法第十条、第十一条、第十二条和第十六条第一款规定情形，商标局并未依据上述条款作出驳回决定的，可以依据上述条款作出驳回申请的复审决定。商标评审委员会作出复审决定前应当听取申请人的意见。

第五十三条 商标评审委员会审理不服商标局不予注册决定的复审案件，应当针对商标局的不予注册决定和申请人申请复审的事实、理由、请求及原异议人提出的意见进行审理。

商标评审委员会审理不服商标局不予注册决定的复审案件，应当通知原异议人参加并提出意见。原异议人的意见对案件审理结果有实质影响的，可以作为评审的依据；原异议人不参加或者不提出意见的，不影响案件的审理。

第五十四条 商标评审委员会审理依照商标法第四十四条、第四十五条规定请求宣告注册商标无效的案件，应当针对当事人申请和答辩的事实、理由及请求进行审理。

第五十五条 商标评审委员会审理不服商标局依照商标法第四十四条第一款规定作出宣告注册商标无效决定的复审案件，应当针对商标局的决定和申请人申请复审的事实、理由及请求进行审理。

第五十六条 商标评审委员会审理不服商标局依照商标法第四十九条规定作出撤销或者维持注册商标决

定的复审案件，应当针对商标局作出撤销或者维持注册商标决定和当事人申请复审时所依据的事实、理由及请求进行审理。

第五十七条 申请商标评审，应当向商标评审委员会提交申请书，并按照对方当事人的数量提交相应份数的副本；基于商标局的决定书申请复审的，还应当同时附送商标局的决定书副本。

商标评审委员会收到申请书后，经审查，符合受理条件的，予以受理；不符合受理条件的，不予受理，书面通知申请人并说明理由；需要补正的，通知申请人自收到通知之日起 30 日内补正。经补正仍不符合规定的，商标评审委员会不予受理，书面通知申请人并说明理由；期满未补正的，视为撤回申请，商标评审委员会应当书面通知申请人。

商标评审委员会受理商标评审申请后，发现不符合受理条件的，予以驳回，书面通知申请人并说明理由。

第五十八条 商标评审委员会受理商标评审申请后应当及时将申请书副本送交对方当事人，限其自收到申请书副本之日起 30 日内答辩；期满未答辩的，不影响商标评审委员会的评审。

第五十九条 当事人需要在提出评审申请或者答辩后补充有关证据材料的，应当在申请书或者答辩书中声明，并自提交申请书或者答辩书之日起 3 个月内提交；期满未提交的，视为放弃补充有关证据材料。但是，在期满后生成或者当事人有其他正当理由未能在期满前提交的证据，在期满后提交的，商标评审委员会将证据交对方当事人并质证后可以采信。

第六十条 商标评审委员会根据当事人的请求或者实际需要，可以决定对评审申请进行口头审理。

商标评审委员会决定对评审申请进行口头审理的，应当在口头审理 15 日前书面通知当事人，告知口头审理的日期、地点和评审人员。当事人应当在通知书指定的期限内作出答复。

申请人不答复也不参加口头审理的，其评审申请视为撤回，商标评审委员会应当书面通知申请人；被申请人不答复也不参加口头审理的，商标评审委员会可以缺席评审。

第六十一条 申请人在商标评审委员会作出决定、裁定前，可以书面向商标评审委员会要求撤回申请并说明理由，商标评审委员会认为可以撤回的，评审程序终止。

第六十二条 申请人撤回商标评审申请的，不得以相同的事实和理由再次提出评审申请。商标评审委员会对商标评审申请已经作出裁定或者决定的，任何人不得以相同的事实和理由再次提出评审申请。但是，经不予注册复审程序予以核准注册后向商标评审委员会提起宣告注册商标无效的

除外。

第七章 商标使用的管理

第六十三条 使用注册商标，可以在商品、商品包装、说明书或者其他附着物上标明“注册商标”或者注册标记。

注册标记包括®和™。使用注册标记，应当标注在商标的右上角或者右下角。

第六十四条 《商标注册证》遗失或者破损的，应当向商标局提交补发《商标注册证》申请书。《商标注册证》遗失的，应当在《商标公告》上刊登遗失声明。破损的《商标注册证》，应当在提交补发申请时交回商标局。

商标注册人需要商标局补发商标变更、转让、续展证明，出具商标注册证明，或者商标申请人需要商标局出具优先权证明文件的，应当向商标局提交相应申请书。符合要求的，商标局发给相应证明；不符合要求的，商标局不予办理，通知申请人并告知理由。

伪造或者变造《商标注册证》或者其他商标证明文件的，依照刑法关于伪造、变造国家机关证件罪或者其他罪的规定，依法追究刑事责任。

第六十五条 有商标法第四十九条规定的注册商标成为其核定使用的商品通用名称情形的，任何单位或者个人可以向商标局申请撤销该注册商标，提交申请时应当附送证据材料。商标局受理后应当通知商标注册人，限其自收到通知之日起 2 个月内答辩；期满未答辩的，不影响商标局作出决定。

第六十六条 有商标法第四十九条规定的注册商标无正当理由连续 3 年不使用情形的，任何单位或者个人可以向商标局申请撤销该注册商标，提交申请时应当说明有关情况。商标局受理后应当通知商标注册人，限其自收到通知之日起 2 个月内提交该商标在撤销申请提出前使用的证据材料或者说明不使用的正当理由；期满未提供使用的证据材料或者证据材料无效并没有正当理由的，由商标局撤销其注册商标。

前款所称使用的证据材料，包括商标注册人使用注册商标的证据材料和商标注册人许可他人使用注册商标的证据材料。

以无正当理由连续 3 年不使用为由申请撤销注册商标的，应当自该注册商标注册公告之日起满 3 年后提出申请。

第六十七条 下列情形属于商标法第四十九条规定的正当理由：

- (一) 不可抗力；
- (二) 政府政策性限制；
- (三) 破产清算；
- (四) 其他不可归责于商标注册人的正当事由。

第六十八条 商标局、商标评审委员会撤销注册商标或者宣告注册商标无效，撤销或者宣告无效的理由仅及于部分指定商品的，对在该部分指定商品上使用的商标注册予以撤销或者宣告无效。

第六十九条 许可他人使用其注册商标的，许可人应当在许可合同有效期内向商标局备案并报送备案材料。备案材料应当说明注册商标使用许可人、被许可人、许可期限、许可使用的商品或者服务范围等事项。

第七十条 以注册商标专用权出质的，出质人与质权人应当签订书面质权合同，并共同向商标局提出质权登记申请，由商标局公告。

第七十一条 违反商标法第四十三条第二款规定的，由工商行政管理部门责令限期改正；逾期不改正的，责令停止销售，拒不停止销售的，处 10 万元以下的罚款。

第七十二条 商标持有人依照商标法第十三条规定请求驰名商标保护的，可以向工商行政管理部门提出请求。经商标局依照商标法第十四条规定认定为驰名商标的，由工商行政管理部门责令停止违反商标法第十三条规定使用商标的行为，收缴、销毁违法使用的商标标识；商标标识与商品难以分离的，一并收缴、销毁。

第七十三条 商标注册人申请注销其注册商标或者注销其商标在部分指定商品上的注册的，应当向商标局提交商标注销申请书，并交回原《商标注册证》。

商标注册人申请注销其注册商标或者注销其商标在部分指定商品上的注册，经商标局核准注销的，该注册商标专用权或者该注册商标专用权在该部分指定商品上的效力自商标局收到其注销申请之日起终止。

第七十四条 注册商标被撤销或者依照本条例第七十三条的规定被注销的，原《商标注册证》作废，并予以公告；撤销该商标在部分指定商品上的注册的，或者商标注册人申请注销其商标在部分指定商品上的注册的，重新核发《商标注册证》，并予以公告。

第八章 注册商标专用权的保护

第七十五条 为侵犯他人商标专用权提供仓储、运输、邮寄、印制、隐匿、经营场所、网络商品交易平台等，属于商标法第五十七条第六项规定的提供便利条件。

第七十六条 在同一种商品或者类似商品上将与他人注册商标相同或者近似的标志作为商品名称或者商品装潢使用，误导公众的，属于商标法第五十七条第二项规定的侵犯注册商标专用权的行为。

第七十七条 对侵犯注册商标专用权的行为，任何人可以向工商行政管理部门投诉或者举报。

第七十八条 计算商标法第六十条规定的违法经营额，可以考虑下列因素：

- (一) 侵权商品的销售价格；
- (二) 未销售侵权商品的标价；
- (三) 已查清侵权商品实际销售的平均价格；
- (四) 被侵权商品的市场中间价格；
- (五) 侵权人因侵权所产生的营业收入；
- (六) 其他能够合理计算侵权商品价值的因素。

第七十九条 下列情形属于商标法第六十条规定的能证明该商品是自己合法取得的情形：

- (一) 有供货单位合法签章的供货清单和货款收据且经查证属实或者供货单位认可的；
- (二) 有供销双方签订的进货合同且经查证已真实履行的；
- (三) 有合法进货发票且发票记载事项与涉案商品对应的；
- (四) 其他能够证明合法取得涉案商品的情形。

第八十条 销售不知道是侵犯注册商标专用权的商品，能证明该商品是自己合法取得并说明提供者的，由工商行政管理部门责令停止销售，并将案件情况通报侵权商品提供者所在地工商行政管理部门。

第八十一条 涉案注册商标权属正在商标局、商标评审委员会审理或者人民法院诉讼中，案件结果可能影响案件定性的，属于商标法第六十二条第三款规定的商标权属存在争议。

第八十二条 在查处商标侵权案件过程中，工商行政管理部门可以要求权利人对涉案商品是否为权利人生产或者其许可生产的产品进行辨认。

第九章 商标代理

第八十三条 商标法所称商标代理，是指接受委托人的委托，以委托人的名义办理商标注册申请、商标评审或者其他商标事宜。

第八十四条 商标法所称商标代理机构，包括经工商行政管理部门登记从事商标代理业务的服务机构和从事商标代理业务的律师事务所。

商标代理机构从事商标局、商标评审委员会主管的商标事宜代理业务的，应当按照下列规定向商标局备案：

- (一) 交验工商行政管理部门的登记证明文件或者司法行政部门批准设立律师事务所的证明文件并留存复印件；
- (二) 报送商标代理机构的名称、住所、负责人、联系方式等基本信息；
- (三) 报送商标代理从业人员名单及联系方式。

工商行政管理部门应当建立商标代理机构信用档案。商标代理机构违反商标法或者本条例规定的，由商标局或者商标评审委员会予以公开通报，并记入其信用档案。

第八十五条 商标法所称商标代理从业人员，是指在商标代理机构中从事商标代理业务的工作人员。

商标代理从业人员不得以个人名义自行接受委托。

第八十六条 商标代理机构向商标局、商标评审委员会提交的有关申请文件，应当加盖该代理机构公章并由相关商标代理从业人员签字。

第八十七条 商标代理机构申请注册或者受让其代理服务以外的其他商标，商标局不予受理。

第八十八条 下列行为属于商标法第六十八条第一款第二项规定的以其他不正当手段扰乱商标代理市场秩序的行为：

- (一) 以欺诈、虚假宣传、引人误解或者商业贿赂等方式招徕业务的；
- (二) 隐瞒事实，提供虚假证据，或者威胁、诱导他人隐瞒事实，提供虚假证据的；
- (三) 在同一商标案件中接受有利益冲突的双方当事人委托的。

第八十九条 商标代理机构有商标法第六十八条规定行为的，由行为人所在地或者违法行为发生地县级以上工商行政管理部门进行查处并将查处情况通报商标局。

第九十条 商标局、商标评审委员会依照商标法第六十八条规定停止受理商标代理机构办理商标代理业务的，可以作出停止受理该商标代理机构商标代理业务6个月以上直至永久停止受理的决定。停止受理商标代理业务的期间届满，商标局、商标评审委员会应当恢复受理。

商标局、商标评审委员会作出停止受理或者恢复受理商标代理的决定应当在其网站予以公告。

第九十一条 工商行政管理部门应当加强对商标代理行业组织的监督和指导。

第十章 附 则

第九十二条 连续使用至1993年7月1日的服务商标，与他人已在相同或者类似的服务上已注册的服务商标相同或者近似的，可以继续使用；但是，1993年7月1日后中断使用3年以上的，不得继续使用。

已连续使用至商标局首次受理新放开商品或者服务项目之日的商标，与他人新放开商品或者服务项目相同或者类似的商品或者服务上已注册的商标相同或者近似的，可以继续使用；但是，首次受理之日后中断使用3年以上的，不得继续使用。

第九十三条 商标注册用商品和服务分类表，由商标局制定并公布。

申请商标注册或者办理其他商标事宜的文件格式，由商标局、商标评审委员会制定并公布。

商标评审委员会的评审规则由国务院工商行政管理部门制定并公布。

第九十四条 商标局设置《商标注册簿》，记载注册商标及有关注册事项。

第九十五条 《商标注册证》及相关证明是权利人享有注册商标专用权的凭证。《商标注册证》记载的注册事项，应当与《商标注册簿》一致；记载不一致的，除有证据证明《商标注册簿》确有错误外，以《商标注册簿》为准。

第九十六条 商标局发布《商标公告》，刊发商标注册及其他有关事项。

《商标公告》采用纸质或者电子形式发布。

除送达公告外，公告内容自发布之日起视为社会公众已经知道或者应当知道。

第九十七条 申请商标注册或者办理其他商标事宜，应当缴纳费用。缴纳费用的项目和标准，由国务院财政部门、国务院价格主管部门分别制定。

第九十八条 本条例自 2014 年 5 月 1 日起施行。